

# SMBC NEWS



2016年5月3日

## 中国人民銀行、外債マクロプルーデンス管理を全国展開

中国人民銀行は2016年4月29日付で、「全国範囲における全口径クロスボーダー融資マクロプルーデンス管理実施に関する通知」(以下「本通知」)を公布しました。クロスボーダー融資(外債)マクロプルーデンス管理モデル<sup>(※)</sup>は、上海・天津・広東・福建の4つの自由貿易試験区の登録企業と27の銀行を試行対象として2016年1月から試行されてきましたが、本通知により全国展開されることになりました。

外商投資企業は、投注差(総投資額と登録資本金の差額)を限度額とした現行の外債管理モデルと、純資産額を基準に限度額を算出する本通知による管理モデルのいずれかを選択することになり、本通知による管理モデルを選択した場合、投注差が0である外商投資企業も外債借入を行うことが可能となります。

本通知は2016年5月3日より施行され、施行日より1年の移行期間後、各地域性のクロスボーダー融資試行モデルは本通知による管理モデルに統一されるとされています。なお、具体的な手続きについては、国家外貨管理局が別途細則を公布する予定です。

※ 《全口径クロスボーダー融資マクロプルーデンス管理試行の拡大に関する通知》  
(銀発[2016]18号) SMBC NEWS【2016】01号ご参照

《全口径クロスボーダー融資マクロプルーデンス管理試行実施に関する外貨管理関連オペレーションガイド》  
SMBC NEWS【2016】08号ご参照

### 1. クロスボーダー融資マクロプルーデンス管理モデルの概要

本通知に基づき調達したクロスボーダー融資(外債)については、リスク加重により管理残高を計算し、この残高が規定に定めるリスク加重残高上限を超過しないようにコントロールする必要があります。

クロスボーダー融資リスク加重残高	$\leq$	クロスボーダー融資リスク加重残高上限
詳細は2(1)ご参照		詳細は2(2)ご参照

表1 概要

対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 中国国内の企業及び金融機関             <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 【企業】非金融企業に限り、政府融資プラットフォーム及び不動産企業は含まない</li> <li>➢ 【金融機関】中国人民銀行・中国銀行業監督管理委員会・中国证券监督管理委员会・中国保険監督管理委員会によって設立批准された各種法人金融機関</li> </ul> </li> </ul>
----	--

# SMBC NEWS



企業の場合	通貨両替	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 人民元・外貨</li> <li>■ 外貨外債資金は人民元転可</li> </ul>
	資金使途	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 国家関連規定に合致し、自身の生産経営活動に用い、国家及び試験区の産業マクロコントロール方針に合致</li> </ul>
	口座	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 一般の人民元/外貨口座（外債口座）</li> <li>■ 自由貿易口座（FT口座）</li> </ul>
	備案申請	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 外債の事前審査・批准は行わず、クロスボーダー融資契約締結後、実行の3営業日前までに資本項目情報システムに備案を行う（国家外債管理局から別途細則が公布される見込み）</li> </ul>
限度額管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ マクロプルーデンス管理モデル           <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 実際の外債残高に対して、その期間・類型・通貨に応じて各種因数により調整を行い、管理残高（クロスボーダー融資リスク加重残高）を算出</li> <li>➢ 通貨や期間等に関係なく、発生額ではなく残高をもって管理を行うため、<b>返済に応じて空き枠の反復利用が可能</b></li> </ul> </li> <li>■ 外商投资企业・外資金融機関は、現行のクロスボーダー融資管理と本通知によるモデルのいずれかを選択し、中国人民銀行・国家外債管理局に備案を行う           <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ <b>一度選択すると原則変更不可</b>、合理的な変更理由がある場合は、中国人民銀行・国家外債管理局に申請提出</li> </ul> </li> </ul>	

## 2. マクロプルーデンス管理モデルの限度額管理

本通知で規定されたマクロプルーデンス管理モデルを選択した場合、管理残高及び実行上限額は以下のとおり計算されます。管理残高、実行上限額共に人民元単位で計算を行うため、外債クロスボーダー融資は実行日の所定レートを用いて人民元に換算します。

各因数及び係数は、マクロ経済や国際収支状況、マクロ金融調整コントロールの必要性に基づき、中国人民銀行により調整が行われます。調整によって管理残高が実行上限額を超過した場合は、既存の融資契約については期限まで保有することはできるものの、管理残高が実行上限額の範囲内に収まるまでは新規取組とロールオーバー共に実行することはできません。

### (1) クロスボーダー融資リスク加重残高の計算

本通知で規定されたマクロプルーデンス管理モデルにおいては、実際の残高に対してその期間・類型・通貨に応じた調整を行い、管理上の残高としています。

- クロスボーダー融資リスク加重残高（単位：人民元）
 
$$= \sum \text{人民元・外債クロスボーダー融資残高}$$

$$\times \text{期間リスク転換因数①} \times \text{類型リスク転換因数②}$$

$$+ \sum \text{外債クロスボーダー融資残高} \times \text{為替リスク換算因数③}$$

# SMBC NEWS



表2 管理残高算出における各因数の設定

①	短期（返済期限1年以内）	1.5
	中長期（返済期限1年超）	1.0
②	オンバランス融資	1.0
	オフバランス融資（偶発債務）	1.0
③		0.5

もとの管理モデルにおける外債の期限が到来していない場合は、その残高も本通知による管理に組み入れる必要があります。

## ■ クロスボーダー融資リスク加重残高に算入する業務

表3 クロスボーダー融資リスク加重残高への算入対象

算入	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 【企業/金融機関】外貨貿易融資：20%（期間リスク転換因数：1）</li> <li>➢ 【金融機関】オフバランス融資（偶発債務）：公正価値               <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 国内保証・国外貸付（中国語：内保外貸）、デリバティブ商品を顧客提供する場合の対外偶発債務</li> <li>✓ 自身の通貨及び期限リスクヘッジ管理ニーズにより、国際金融市場取引で発生した偶発債務</li> </ul> </li> <li>➢ その他：実際の状況に基づき算入</li> </ul>
不算入	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 【企業/金融機関】人民元受動的負債               <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 【企業/金融機関】国外機構の国内債券市場への投資により発生した人民元負債</li> <li>✓ 【金融機関】国外主体が預け入れた人民元預金</li> </ul> </li> <li>➢ 貿易与信・人民元貿易融資               <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 【企業】貿易与信（買掛と前受を含む）及び国外金融機関から取得した人民元貿易融資</li> <li>✓ 【金融機関】クロスボーダー貿易決済を行うために発生した各種人民元貿易融資</li> </ul> </li> <li>➢ 【企業】グループ内部の資金往来               <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 企業が主幹となるグループ内のクロスボーダー資金（生産経営及び実業投資等の活動により発生するキャッシュフロー）集中管理業務において発生した対外負債</li> </ul> </li> <li>➢ 【金融機関】国外同業間預金・関連銀行及び付属機構との間に発生した対外負債</li> <li>➢ 【企業】自己使用のパンダ債               <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 企業の国外母社が中国国内で人民元債券を発行し、且つ貸付形式により国内子会社に用いる場合</li> </ul> </li> <li>➢ 【企業/金融機関】譲渡及び減免               <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ クロスボーダー融資の転換による資本増加、債務減免を受けた等の状況</li> </ul> </li> </ul>

# SMBC NEWS



## (2) 実行上限額の計算

- クロスボーダー融資リスク加重残高の上限（単位：人民元）

$$= \text{資本或いは純資産①} \times \text{クロスボーダー融資レバレッジ率②} \times \text{マクロプルーデンス調節係数③}$$

表3 各項目及び因数の設定

	① (※)	②	③
企業	純資産	1.0	1.0
非銀行金融機関	実収資本或いは株式資本 + 資本積立金	1.0	1.0
銀行	一級資本	0.8	1.0

※ 直近一期の監査済み財務報告を基準とする

## <ご参考：企業の主な外債管理モデル比較>

		限度額	対象	通貨	期間	口座	管理
全国	現行	投注差（総投資額と登録資本の差額）	外商投資企業	外貨 人民元	短期 中長期	外債口座	発生額 または残高
	本通知	純資産×1倍×係数	中国国内の企業	外貨 人民元	短期 中長期	外債口座 FT口座	残高
上海自貿区		資本金×2倍×係数	区内企業	外貨 人民元	短期 中長期	FT口座	残高

以上

当資料に掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当資料は単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行及び情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更されることがあります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用頂き、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各面の専門家にご相談くださるようお願い致します。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行及び情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

## ご照会先

本店：上海市浦東新区世紀大道100号 上海環球金融中心11階/電話：86-(21)-3860-9000・FAX：86-(21)-3860-9999  
 上海浦西出張所：上海市長寧区興義路8号 上海萬都中心12階1、12、13号/電話：86-(21)-2219-8000・FAX：86-(21)-2219-8199  
 上海自貿試験区出張所：上海市中国（上海）自由貿易試験区馬吉路88号7、8棟1階/電話：86-(21)-2067-0200・FAX：86-(21)-2067-0399  
 瀋陽支店：瀋陽市瀋河区青年大街1号 市府恒隆広場16階1606室/電話：86-(24)-3128-7000・FAX：86-(24)-3128-7781  
 北京支店：北京市朝陽区光華路1号 北京嘉里中心北楼16階1601号室/電話：86-(10)-5920-4500・FAX：86-(10)-5915-1080  
 天津支店：天津市和平区南京路189号 津匯広場2座12階/電話：86-(22)-2330-6677・FAX：86-(22)-2319-2111  
 天津濱海出張所：天津市天津經濟技術開發区広場東路20号 濱海金融街東区E2B8層/電話：86-(22)-6622-6677・FAX：86-(22)-6628-1333  
 蘇州支店：蘇州市高新区獅山路28号 蘇州高新國際商務広場12階/電話：86-(512)-6606-6500・FAX：86-(512)-6606-8500  
 蘇州工業園区出張所：江蘇省蘇州工業園区蘇州大道西2号 國際大廈16楼/電話：86-(512)-6288-5018・FAX：86-(512)-6288-5028  
 常熟出張所：常熟市東南開發区東南大道333号 科創大廈8楼/電話：86-(512)-5235-5553・FAX：86-(512)-5235-5552  
 昆山出張所：江蘇省昆山市前進東路399号 台協國際商務広場2001-2005室/電話：86-(512)-3687-0588・FAX：86-(512)-6606-8500  
 杭州支店：杭州市下城区慶春路118号 嘉德広場23楼/電話：86-(571)-2889-1111・FAX：86-(571)-2889-6699  
 広州支店：広州市天河区華夏路8号 國際金融広場12階/電話：86-(20)3819-1888・FAX：86-(20)3810-2028  
 深圳支店：深圳市福田区中心四路1号 嘉里建設広場二座23層/電話：86-(755)-2383-0980・FAX：86-(755)-2383-0707  
 重慶支店：重慶市南岸区南濱路22号 重慶長江國際1棟第34階02号/電話：86-(23)-8812-5300・FAX：86-(23)-8812-5301  
 大連支店：大連市西崗区中山路147号 森茂大廈4楼A室/電話：86-(411)-3905-8500・FAX：86-(411)-3905-8599